

今回のアドバンス通信は、いま



Q. 「故障」の「修理費」も補償

してくれる自動車保険といえは？

A. 損保ジャパン！



のテレビCMでも話題の『故障運搬時車両損害特約』をご紹介します。

* 故障による修理費は思いのほか高額になることも...

- 故障はあまり起きないと思いがちですが、**3人に1人(35.4%)**の方が故障を経験しています。*1
- そして故障による修理費は、**車両保険**に加入していても保険金のお支払い対象とはなりません。

突然エンジンから煙が	警告灯が点灯して異音が	ヘッドライトが点かない	ドアミラーが開かない
エンジン部品 交換費用 約 70万円	エンジン部品 交換費用 約 55万円	ヘッドライト の部品交換 約 20万円	ドアミラー交換 約 10万円

*1 損保ジャパン調べ「あなたは過去にお車が故障し走行不可となった経験はありますか?(事故による故障は除きます)」への回答 2022年5月実績 回答数:2,421名

* 故障運搬時車両損害特約は故障の修理費を最大100万円まで補償！

- 故障運搬時車両損害特約に加入していれば、故障の修理費が最大100万円まで支払われます。
- 車両保険金額が100万円を下回る場合は、車両保険金額が上限となります。
- 修理をしなくても、修理と同額が受け取れますので、車の買い替えの際の頭金にしてもOK！

【修理費が100万円を超えた場合】

修理費 110万円	車両保険金額 150万円	お支払い 100万円

【修理費が車両保険金額を超えた場合】

修理費 110万円	車両保険金額 80万円	お支払い 80万円

* 故障運搬時車両損害特約が付帯できる条件と留意点

特約を付帯できるのは自家用乗用車 (普通・小型・軽四輪)に限られます	新規加入時・更新時・車両入替時 に限り付帯でき、中途付帯はできません	初度登録から60ヶ月 以上の車に限られます	車両保険の加入が 必要となります	特約を使用時は1等級 ダウン事故となります
自家用普通乗用車 自家用小型乗用車 自家用軽四輪乗用車	新規加入時・更新時 車両入替時	初度登録から5年以上経過した車	車両保険の付帯	1等級ダウン

* 故障運搬時車両損害特約のお支払い対象とならない場合

損保ジャパンへ事前の連絡がない場合 走行が可能でレッカー等の搬送がない場合	法定点検漏れに起因する故障損害 車検切れの車の故障損害	バッテリー等の消耗品の交換 マフラー等の腐食による損害	違法改造車・並行輸入車 の故障損害
事前連絡がない 自走が可能 レッカー搬送なし	車検切れ 法定点検未実施	消耗品の交換	違法改造車 並行輸入車
損保ジャパンへ事前の連絡がない場合や、カーナビ、エアコン等の故障のような走行に問題がなく、レッカー等での搬送がない場合はお支払い対象外となります。 ただし、法令上走行が禁止されている状態*2の場合は、お支払いの対象となります。*2ヘッドライト、ブレーキランプ、ウインカーが点灯しない、ドアミラーが開かない状態	法定点検*3を実施していないことに起因する故障損害、車検切れのお車の故障損害はお支払い対象外となります。 *3道路運送車両法第48条に定められた12ヶ月ごとの定期点検整備(26項目)を指します。	バッテリー、オイル、チューブ、冷却水等の消耗品の交換、補充に関する費用、またタイヤバンクのみの損害や、マフラー等の腐食による損害はお支払い対象外となります。	エンジンの改造、車高の変更等の法令により禁止されている改造に起因する故障損害や、並行輸入車の故障損害はお支払い対象外となります。